

2019年8月1日

Japan tax alert

EY税理士法人

G7財務大臣、多国籍企業課税の新ルールを構築するOECDの2本柱プロジェクトを支持

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年7月18日、2日間にわたりフランスのシャンティイで開催されたG7¹財務大臣・中央銀行総裁会議の閉幕にあたり、議長国であるフランスは会議での協議に関する議長総括を発表しました²。

議長総括の国際租税のセクションでは、経済協力開発機構(OECD)/G20包摂的枠組が取り組む、経済のデジタル化がもたらす課税上の課題について言及されており、既存の利益配分およびネクサスに関するルールの改定(第1の柱)と、新たなグローバルレベルのミニマム税率ルールの策定(第2の柱)に焦点を当てています。G7財務大臣は、緊急にこれらの課題に取り組むべきであることに合意し、OECDの作業計画に基づく2本の柱から成る解決策を支持しました。また、将来的に第1の柱について1つのアプローチを採択することになるので、新たな利益配分およびネクサスに関するルールに関する米国の提案と、英国、フランスおよびその他ヨーロッパ諸国の提案の間のギャップを埋めることを目的としたG7での議論も、議長総括に盛り込まれています。

議長総括では、新しいルールは執行可能で簡素なものとするべきであるとし、強制的仲裁を通じた強固かつ効果的な紛争解決制度をグローバルな解決策の一要素とする必要があることに合意しました。

詳細解説

シャンティイでは、OECD/G20包摂的枠組による新しい国際課税ルールの新案について多国間で議論が行われました。議長総括では、G7財務大臣は、「G20首脳によって承認された作業計画に基づき二つの柱から成る解決策を2020年までに採択することを完全に支持した」と述べられています。

既存の利益配分およびネクサスに関するルールの改定に係る第1の柱の作業について、議長総括では、「重要な無形資産や高度に電子化されたモデルの活用など、市場またはユーザーが所在する国・地域におけるビジネスの積極的な活動のレベルを反映した基準を参照して」第1の柱の下の新たな課税権を決定することが提案され、OECDにてさらによく新課税権について検討すべきであることにG7財務大臣が合意しました。ここに、「マーケティング無形資産」案(米国案)と、「ユーザー参加」案(英国、フランス、その他欧州諸国案)とのギャップを埋めることを目的としたG7財務大臣の議論が反映されていることが伺えます。また、高度に電子化されたビジネスモデルの概念は、議長総括で2回言及されていることから、一部のヨーロッパ諸国にとって第1の柱における当該性質が重要であることを強調しています。議長総括は、利益配分とネクサスに関する新ルールは執行可能で簡素なものでなければならないとし、更にG7財務大臣は「二重課税を防止し国際課税システムの安定性を確保するため、強制的仲裁を通じた強固かつ効果的な紛争解決制度をグローバルな解決策の一要素とする必要がある」と指摘しています。

新たなグローバルレベルのミニマム税率ルールに関する第2の柱の作業について、G7財務大臣は、「米国のGILTI³制度のような最低限の水準の実効的な課税が、企業の公平な税負担の確保に資するものになることに合意しました。さらに、「税率の水準はルールの具体的な制度設計に依存する」と指摘しています。

今後の影響

第1の柱の下で進められる既存の利益配分およびネクサスに関するルール改定の焦点には、高度に電子化されたビジネスモデルおよび重要な無形資産を用いるその他のビジネスモデルの両方を含めるべきであるとG7財務大臣は合意しました。当該合意は、OECD/G20包摂的枠組にて作業を進める上で重要な意味を持ちます。G7レベルでの当該合意は重要な進展ですが、さらに包摂的枠組の131の加盟国・地域⁴の合意も今後必要となります。OECDの作業計画が2020年1月までの達成目標とする大枠の合意までには、今後6カ月間に亘り相当量の作業が必要になります。包摂的枠組の加盟国・地域において、第1の柱と第2の柱の提案の根底にある複雑な問題は、少なくとも2020年まで政策的にも技術的にも議論のメインテーマであると考えられます。EYのTax Alert等ですでに指摘しているように、検討されている国際課税の変更は、デジタルビジネスやデジタルビジネスモデルの域を大幅に超えた影響力を有し、多国籍企業が依拠する国際課税ルール全体に重大な変更をもたらす可能性があります。企業は、今後数か月間動向を注視し、2本の柱がもたらす提案のビジネス上の影響について、国内および多国間レベルで政策決定者と協議ないし情報収集を試みる事が重要と考えられます。

巻末注

1. カナダ、フランス、ドイツ、日本、イタリア、英国、アメリカ
2. <http://www.g7.utoronto.ca/finance/190718-summary.html>
議長総括は、実質的に会議終了時に公表する声明または宣言と同等です。
3. グローバル軽課税無形資産所得 (Global Intangible Low-Taxed Income)
4. 2019年7月20日時点

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
野本 誠

パートナー
パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com
makoto.nomoto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190801

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp